

## 【コモッセ Anniversary マルシェ 出店要項・規約】

### ■開催場所・日時

- ・鹿角市文化の杜交流館 こもれば広場および駐車場
- ・2025年4月19日(土) 10:00～15:00

### ■目的

「鹿角市文化の杜交流館」の開館10周年をお祝いし様々な催事を実施することで文化・世代・地域を超える交流を目的とする。(「コモッセ 10th Anniversary みんなで祝うバースデーフェスタ」の1コーナー)

### ■運営

主催・企画・運営：鹿角市・鹿角市教育委員会・鹿角市文化の杜交流館

### ■出店数及び販売スペース

- ・屋内マルシェ：6店/1ブースあたり、幅3m×奥行3m(長テーブル2台、イス4脚を貸与)
- ・屋外マルシェ：3店/1ブースあたり、幅3m×奥行3mまたはテント1張分(3.6m×2.7m)
- ・キッチンカー：3台/1台あたり37.5㎡(駐車スペース3台分：7.5m×5m)

### ■販売品目

食料品(米、野菜、果実など)、加工食品(秋田県・仮設店舗における飲食店営業等の取扱い要綱第3条に該当するもの)、植物(草花、ドライフラワーなど)、雑貨(アクセサリなど)、ハンドメイド商品、地域特産品など

※食品販売は当日有効な食品営業届出をお持ちの方に限ります。

※生産物賠償責任保険(PL保険)等に加入していること

### ■出店料 マルシェ・キッチンカーともに無料(販売保証金等の売上補償はいたしません)

※申し込み後に出店が困難な場合は速やかにご連絡ください。

※出店エリアは主催者側で選定させていただき、個別にご連絡いたします。

※什器等の必要な物は持ち込みをお願いいたします。

### ■申込期間

- ・令和7年3月25日(火)～令和7年4月10日(木)まで必着
- ・持参・郵送・FAX・メールのいずれかの方法により提出

【持参の場合】鹿角市文化の杜交流館(コモッセ)の総合案内までお持ちください。

【郵送の宛先】〒018-5201 秋田県鹿角市花輪字八正寺13 鹿角市文化の杜交流館 マルシェ係

【FAX】0186-23-5740 マルシェ係あて

【メールアドレス】[comosse@city.kazuno.lg.jp](mailto:comosse@city.kazuno.lg.jp)

※応募者多数の場合抽選により出店者を決定します。

※当落通知はメールないしFAXで通知し、コモッセHP及びSNSで出店者情報として掲載します。

#### ■その他

- ・不明な点などは事前にご相談ください。
- ・災害発生時（地震、洪水、落雷など）などの緊急事態の場合は催しを中止する場合があります。

#### ■中止の場合の連絡について

- ・前日判断の場合：前日 19:00 までに、コモッセ HP および Facebook にて中止を発表いたします。
- ・当日判断の場合：前日判断が難しい場合は当日 9:00 までに Facebook にて中止を発表いたします。

## 【規約】

- ・主催者は出店内容について適切であるか否かを決定し、不適切であると判断した場合は、出店をお断りする権利を有します。またその際の根拠、判断基準などは公表いたしません。
- ・加工食品の販売は販売する品目に応じて保健所の営業許可及び行商届が必要となります。
- ・暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業の出店は出来ません。
- ・出店許可は登録された出店者のみを対象とし、第三者に譲渡及び貸与することはできません。
- ・無断キャンセルの場合は今後の出店をお断りする場合があります。
- ・主催者は出店者並びに出店内容を撮影・録音等による記録を行う場合があります。またその記録をホームページ、印刷物作成時等に使用する場合があります。
- ・飲食販売をする場合は「飲食営業許可」を保有している出店者に限ります。
- ・以下の販売は禁止となります。
  - ①動物、化粧品、医薬品、医業類似行為、著作権を侵害するもの  
(無許可キャラクター使用品、偽ブランドコピー品、複製ソフト(録音、録画、複写等))、
  - ②危険な刃物類(模造刀ナイフ、包丁、モデルガン、危険な工具類含む)、
  - ③アダルト関連(風紀を乱すもの)、
  - ④有料くじ、盗品、法律で禁じられている物、その他、販売に対して主催者が不適当と判断した物。  
宗教、政治ネットワークビジネスに関わるジャンル、及び公序良俗に反する出店は厳禁です。
- ・出店者は食品表示法、景品表示法、薬事法等、法に準じた表示をしてください。また、アレルギー物質については、口頭の説明のみならず、表示をして周知を心がけてください。
- ・出店者は会場内にて販売した商品について明らかな不備があった場合は、後日であっても返品や交換、返金に応じる必要があります。また購入者から求められた場合は、販売者の連絡先のメモ、または領収書を発行して下さい。
- ・来場者に対して、出店者の連絡先を記載したショップカード等をお渡しするのを徹底してください。
- ・出店終了後は出店場所とその周囲の清掃をして下さい。会場内や会場周辺にごみや売れ残り品などを放置することは厳禁です。
- ・施設内及び敷地内は全面禁煙です。
- ・飲酒をしながらの販売は禁止です。
- ・政治上の主義の推進、支持または反対する活動、特定の政党、政治家への支持や批判、特定宗教への支持や批判、集会への参加の呼びかけ等の行為は固く禁じます。
- ・盗難、販売物の瑕疵、事故(搬出入時の含む)等に関して第三者とトラブルが生じた場合、出店者の自己責任・当事者間の話し合いで解決し、主催者および運営者はその責を一切負いません。
- ・主催者は、天候・災害等主催者の責に帰さないの原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出店者および関係者の損害は補償しません。
- ・その他上記に記載されていない事項について疑義が生じた場合には、主催者と出展者間で誠意をもって協議のうえ解決するものとします。

## 《屋内マルシェ》

- ・ 1 ブース当たり 4 人まで
- ・ 電源が必要な場合は延長コードを持ち込むこと。
- ・ 出店中はゴミ箱を設置し、各出店者で持ち帰ること。
- ・ 安全対策を万全にし、事故防止に努めること。
- ・ 来場者の迷惑とならないよう、騒音や振動、異臭等に十分配慮すること。
- ・ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。なお、トラブルが生じた際は速やかに主催者に報告すること。

### (飲食物販売の場合は以下の条件を追加)

- ・ ガスコンロなどの**裸火の使用は厳禁**。IH、電気ポットなどのみ使用可能。
- ・ 食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条に規定する飲食店営業、喫茶店営業および菓子製造業のいずれかに該当すること。
- ・ 生産物賠償責任保険（PL 保険）等に加入していること。
- ・ 酒類の提供は不可とする。
- ・ 出店申込の際は、別紙申込書と併せて、以下の書類を提出すること

提出書類
営業許可書の写し（秋田県内の保健所長から受けたもの） 1 部
食品衛生責任者証またはそれに代わる資格証の写し 1 部
生産物賠償責任保険（PL 保険）などの証書の写し 1 部